

**岩美町介護予防・日常生活支援総合事業  
単位数サービスコード表  
(平成29年4月施行版)**

要支援者については、平成29年4月以降に認定の更新等により要支援認定を受けた方についてのみ、総合事業のサービスコードを使用します。(認定の更新等までは、介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスコードを使用します。)

移行期間中は、予防給付の方と総合事業の方が混在しますので、ご注意ください。

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

岩美町内の事業者が他市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該他市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、岩美町外の事業者が岩美町の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、岩美町の基準等により、岩美町のサービスコードを使用します。

**訪問型サービス**

**1 岩美町訪問介護相当サービス(みなし)サービスコード表(サービス種類コードA1)**

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

**2 岩美町訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA2)**

平成29年4月以降の岩美町訪問介護相当サービス指定事業者(平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など)が使用します。

**通所型サービス**

**3 岩美町通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA6)**

通所は、岩美町の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用します。

1 岩美町訪問介護相当サービス(みなし)サービスコード表

※平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

赤字は、国が定める標準のサービスコード表に岩美町が追加・削除をした部分です。

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
A1	1111	訪問型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)  1,168単位	1,168	1月につき 週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。		
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		736	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)  38単位		38	
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	34
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24
A1	1211	訪問型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)  2,335単位	2,335	1月につき 週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。		
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)  77単位		77	
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49
A1	1321	訪問型サービスⅢ	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  3,704単位	3,704	1月につき 週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える場合に使用。		
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  122単位		122	
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	110
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77
A1	2411	訪問型サービスⅣ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)  266単位 ※1月の中で全部で4回まで	266	1月につき 週1回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は、「1111(1,168単位)」を使用。		
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		186	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		239	
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		167	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)  270単位 ※1月の中で全部で6回から8回まで	270	1回につき 週2回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1211(2,335単位)」を使用。		
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		243	
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		170	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	285	1回につき 週2回を超える程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は、「1321(3,704単位)」を使用。		
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		200	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		257	
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		180	
A1	1411	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) 165単位 ※事業対象者・要支援1は1月につき14回まで、要支援2は1月につき22回まで	165	1回につき 週2回を超える程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は、「1321(3,704単位)」を使用。		
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		116	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		149	
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		104	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

< 前ページへ >

## 2 岩美町訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表

赤字は、国が定める標準のサービスコード表に岩美町が追加・削除をした部分です。

※平成29年4月1日以降の岩美町訪問介護相当サービス指定事業者(平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など)が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)  1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,168	1月につき        週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818		
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,051		
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)  38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	38		1日につき        週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27		
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	34		
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)  2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,335	1月につき        週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。	
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635		
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,102		
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)  77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77		1日につき        週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える場合に使用。
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54		
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69		
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	3,704	1月につき        週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える場合に使用。	
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593		
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,334		
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	122		1日につき        週1回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が5回/11月を超える場合は、「1111(1,168単位)を使用。
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85		
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	110		
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77		
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)  266単位 ※1月の中で全部で4回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	266	1回につき        週2回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1211(2,335単位)を使用。	
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186		
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	239		
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167		
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)  270単位 ※1月の中で全部で8回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	270	1回につき        週2回を超える程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は、「1321(3,704単位)を使用。	
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189		
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	243		
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  285単位 ※1月の中で全部で12回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	285	1回につき        週2回を超える程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は、「1321(3,704単位)を使用。	
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200		
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	257		
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 (20分未満で主に身体介護)  165単位 ※事業対象者・要支援1は1月に14回まで、要支援2は1月につき22回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	165	1回につき        週2回を超える程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は、「1321(3,704単位)を使用。	
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116		
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	149		
A2	1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	104		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	予 初回加算	200単位加算	200
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	

< 前ページへ >

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 岩美町通所介護相当サービス(独自)サービスコード表

※通所は、岩美町の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用します。

(マーカ部分)及び赤字は、国が定める標準のサービスコード表に岩美町が追加・削除をした部分です。

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6 1111	通所型独自サービス1	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,647単位	1,647
A6 1112	通所型独自サービス1日割		54単位	54
A6 1221	通所型独自サービス/22	要支援2(週1回程度)	1,647単位	1,647
A6 1222	通所型独自サービス/22日割		54単位	54
A6 1121	通所型独自サービス2	事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,377単位	3,377
A6 1122	通所型独自サービス2日割		111単位	111
A6 1113	通所型独自サービス1回数	事業対象者・要支援1(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378
A6 1223	通所型独自サービス/22回数	要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378
A6 1123	通所型独自サービス2回数	事業対象者・要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で6回から8回まで	389単位	389
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	下記以外	240 単位加算
A6 6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2		要支援2(週1回程度)	240 単位加算
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1(週1回程度)	376単位減算
A6 6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		要支援2(週1回程度)	376単位減算
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	752単位減算
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	下記以外	100単位加算
A6 5020	通所型独自生活上グループ活動加算/2		要支援2(週1回程度)	100単位加算
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	下記以外	225単位加算
A6 5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2		要支援2(週1回程度)	225単位加算
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算	下記以外	150単位加算
A6 5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2		要支援2(週1回程度)	150単位加算
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	下記以外	150単位加算
A6 5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2		要支援2(週1回程度)	150単位加算
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	下記以外
A6 5016	通所型独自複数サービス実施加算 I 2 1			要支援2(週1回程度)
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び口腔機能向上	下記以外
A6 5017	通所型独自複数サービス実施加算 I 2 2			要支援2(週1回程度)
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	栄養改善及び口腔機能向上	下記以外
A6 5018	通所型独自複数サービス実施加算 I 2 3			要支援2(週1回程度)
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算 II	(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	下記以外
A6 5019	通所型独自複数サービス実施加算 II /2			要支援2(週1回程度)
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算	下記以外	120単位加算
A6 5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2		要支援2(週1回程度)	120単位加算

週1回程度の利用を想定する事業対象者及び要支援1の者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

週2回程度の利用を想定する事業対象者及び要支援2の者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。

週2回程度の利用を想定する事業対象者及び要支援2の者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1121(3,377単位)を使用。

週1回程度の利用を想定する要支援2の者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

週1回程度の利用を想定する事業対象者及び要支援1の者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は、「1111(1,647単位)を使用。

週1回程度の利用を想定する要支援2の者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は、「1221(1,647単位)を使用。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ11	イ サービス提供体制強化加算	事業対象者・要支援1(週1回程度)	72単位加算	72		
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/212		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援2(週1回程度)	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2(週2回程度)	144単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ21		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1(週1回程度)	48単位加算	48	
A6	6122	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/222				要支援2(週1回程度)	48単位加算	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2(週2回程度)	96単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	24単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/22				要支援2(週1回程度)	24単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2				事業対象者・要支援2(週2回程度)	48単位加算	48
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算			

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		54単位		38	
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		1,647単位		1,153	
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超		54単位		38	
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		3,377単位		2,364	
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		111単位		78	
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで		378単位	265
A6	8016	通所型独自サービス/22回数・定超		要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで		378単位	265
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで		389単位	272

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(みなし)	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,153	
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		54単位		38	
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		1,647単位		1,153	
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠		54単位		38	
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		3,377単位		2,364	
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		111単位		78	
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで		378単位	265
A6	9016	通所型独自サービス/22回数・人欠		要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで		378単位	265
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで		389単位	272